

令和 5 年第 5 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 3）

堺 市

目 次

	頁
議案第 137 号 指定管理者の指定について [堺市立北こどもリハビリテーションセンター] ……………	3
議案第 138 号 指定管理者の指定について [堺市立南こどもリハビリテーションセンター] ……………	9

令和5年第5回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和5年11月28日
堺市長 永藤英機

議案第 137 号 指定管理者の指定について

議案第 138 号 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立北こども リハビリテーシ ョンセンター	堺市南区城山台5丁 1番4号	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立北こどもリハビリテーションセンターの指定管理者として社会福祉法人堺市社会福祉事業団を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人堺市社会福祉事業団	平成 5 年 7 月 20 日	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第 2 種社会福祉事業 (イ) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営 (ロ) 相談支援事業の経営 (ハ) 障害福祉サービス事業の経営 (2) 身体障害者福祉センター事業の経営	堺市立こどもリハビリテーションセンターの管理運営	公募

3 選定の理由

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成 5 年条例第 27 号）第 12 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 12 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市の障害施策及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立北こどもリハビリテーションセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①堺市南区城山台5丁1番4号

社会福祉法人堺市社会福祉事業団

②堺市西区浜寺船尾町東4丁244番地

社会医療法人ペガサス

(2) 選定経過

令和5年9月4日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和5年11月9日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 関西国際大学教授 中尾 繁樹

委員 弁護士 東 奈央

委員 関西大学教授 植田 紀美子

委員 公認会計士 大田 真吾

委員 大阪公立大学大学院准教授 奥野 裕子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉 法人堺市 社会福祉 事業団	社会医療 法人ペガ サス
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	25点	19点	18点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	50点	36点	32点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第3号)	①利用者の特性・利用者ニーズの把握、利用者との信頼関係の構築についての考え方 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④児童虐待・障害者虐待についての考え方 ⑤広報・モニタリング計画	75点	51点	51点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第4号)	①休館日、開館時間、クラス配置の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③送迎の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤支援の継続性および堺市立南こどもリハビリテーションセンターとの連携についての考え方 ⑥非常時対策	75点	48点	45点

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	75点	54点	51点
	④発達支援・家族支援機能 ⑤スーパーバイズ・コンサルテーション機能 ⑥地域のインクルージョン推進の中核機能 ⑦発達支援の入口としての相談機能	50点	34点	32点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画	50点	30点	26点
	③指定管理料の削減	20点	0点	20点
(7) その他市長が定める要件 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組	50点	38点	34点
	⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	30点	30点	30点
合計点		500点	340点	339点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立南こども リハビリテーシ ョンセンター	堺市南区城山台5丁 1番4号	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立南こどもリハビリテーションセンターの指定管理者として社会福祉法人堺市社会福祉事業団を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人堺市社会福祉事業団	平成 5 年 7 月 20 日	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第 2 種社会福祉事業 (イ) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営 (ロ) 相談支援事業の経営 (ハ) 障害福祉サービス事業の経営 (ニ) 身体障害者福祉センター事業の経営	堺市立こどもリハビリテーションセンターの管理運営	非公募

3 選定の理由

当該団体は、本市における就学前の障害児の早期発見・早期療育システムの中心的な役割を担っており、長年にわたり蓄積した経験や実績、高度な専門性やマンパワー、ネットワーク等を活かすことで、安定的に質の高い障害児療育の実施が可能となる。

このことを踏まえ、堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成 5 年条例第 27 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 12 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体は良好な評価を得た。これまでの本施設の管理運営の実績や提案内容から、当該団体は管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立南こどもリハビリテーションセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 申請団体

堺市南区城山台5丁1番4号

社会福祉法人堺市社会福祉事業団

(2) 選定経過

令和5年9月4日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和5年11月9日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 関西国際大学教授 中尾 繁樹

委員 弁護士 東 奈央

委員 関西大学教授 植田 紀美子

委員 公認会計士 大田 真吾

委員 大阪公立大学大学院准教授 奥野 裕子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	25点	19点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	50点	38点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第3号)	①利用者の特性・利用者ニーズの把握、利用者との信頼関係の構築についての考え方 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④児童虐待・障害者虐待についての考え方 ⑤広報・モニタリング計画	75点	54点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第4号)	①休館日、開館時間、クラス配置の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③送迎の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤支援の継続性および堺市立北こどもリハビリテーションセンターとの連携についての考え方 ⑥非常時対策	75点	51点

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	75点	48点
	④発達支援・家族支援機能 ⑤スーパーバイズ・コンサルテーション機能 ⑥地域のインクルージョン推進の中核機能 ⑦発達支援の入口としての相談機能	50点	34点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画	50点	28点
	③指定管理料の削減	20点	0点
(7) その他市長が定める要件 (堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組	50点	38点
	⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、環境マネジメント)	30点	20点
合計点		500点	330点

令和5年第5回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その3）

令和5年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-23-0058

